

資料編

資料編

1 西脇市障害者地域支援協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
大久保 恵 司	西脇市社会福祉協議会 会長
岡 本 英 子	西脇市手をつなぐ育成会 副理事長
亀 岡 澄 子	西脇市民生委員児童委員連合会 代表
川 崎 佳 子	ボランティアグループ 手話サークル わかば
北 島 清 司	ハローワーク西脇（西脇公共職業安定所）統括職業指導官
久 下 弘	白ゆり会家族会 会長
小 谷 義 之	西脇市身体障害者福祉協会 会長
坂 田 加代子	市内福祉事業所代表 NPO法人虹の会工房 サービス管理責任者
徳 永 武 之	市内小中学校特別支援教育推進部会代表 双葉小学校長
内 藤 格	北はりま特別支援学校 校長
西 田 俊 哉	加東健康福祉事務所 所長補佐兼監査・福祉課長
◎ 藤 本 次 郎	流通科学大学 人間社会学部人間健康学科 教授
藤 原 廣 司	西脇市連合区長会代表
○ 南 久 雄	西脇市多可郡医師会 副会長
森 一 人	北播磨障害者就業・生活支援センター 主任就業支援員

2

計画策定の経過

時 期	内 容
平成29年3月31日 ～4月20日	西脇市障害者福祉に関するアンケート調査の実施
平成29年5月19日 ～6月2日	西脇市障害者基本計画・第5期西脇市障害福祉計画策定に関する障害者関係団体等へのヒアリング調査（事前アンケート）の実施
平成29年6月7日	関係者団体ヒアリング
平成29年6月15日	関係者団体ヒアリング
平成29年6月28日	西脇市障害福祉関係者会議 【協議事項】 ① アンケート結果の報告
平成29年7月25日	西脇市障害福祉関係者会議 【協議事項】 ① 計画の基本理念・目標
平成29年8月8日	西脇市障害福祉関係者会議 【協議事項】 ① 計画骨子案
平成29年9月7日	平成29年度第1回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 ① 計画素案
平成29年12月1日 ～平成30年1月4日	パブリックコメント実施
平成30年1月18日	平成29年度第2回西脇市障害者地域支援協議会 【協議事項】 ① パブリックコメントの結果について ② 西脇市障害者基本計画・第5期西脇市障害福祉計画の策定について
平成30年3月	西脇市障害者基本計画・第5期西脇市障害福祉計画策定

3 用語説明

《あ行》

●医療的ケア

高齢者や重度の障害のある人が受ける介護の中で医療的な介護行為を医療的ケアという。具体的な医療的ケアとは、たん吸引（口腔、気管等）、経管栄養（鼻の管からの栄養注入）、胃ろう（お腹から胃に小さな穴を形成し栄養注入）等が該当します。上記の他にいまだ容認されていない医療的行為に摘便、浣腸等も挙げられる。

医療的ケアは、医師法や保健師助産師看護師法で定めるところにより、医師又は看護師にしか認められない行為を、ヘルパーが介護上やむを得ず行う必要な措置として、厚生労働省が一定の行為を実施することを認めきた。平成23年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための改正が行われた。

●インクルージョン

1980年代にアメリカの特殊教育の分野で急速に広まった考え方で、障害の有無、種別や能力にとらわれることなく、一人ひとりに必要な援助を保障した上で、すべての子どもが地域の通常の学校で教育を受けることをいう。

●NPO

NPOは、「Nonprofit Organization」の略で、非営利組織のことをいう。医療、福祉、環境、文化、まちづくりなどの多様な分野において、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織。特定非営利活動促進法（NPO法）の認証を受けた団体を「NPO法人」（特定非営利活動法人）という。

《か行》

●ケアマネジメント

障害のある人等の要援護者に対して生活に必要な支援を行うために、要援護者が必要とする支援等の希望を明らかにし、その上で、適切で効果的な保健・医療・福祉の支援・サービスを組み合わせ、サービスを提供する事業者等との連絡・調整を図り、さらに、要援護者の状態を継続的に見守ることで、包括的・継続的にサービス提供の体制を確保する支援の方法をいう。

●健康寿命

高齢に達しないうちに死亡する早世と傷病等による心身における障害が生じることを減らし、人生において、健康で障害のない期間のこと。

●合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮

《さ行》

●サポートファイル

何らかの配慮が必要な子どもの生育歴や個人特性等の必要な情報を時系列的に集積し、家族や医療機関、各関係機関等が情報の共有を図り、個々に応じた適切かつ効果的で一貫した支援を行うために作成するファイルのこと。サポートファイルの活用により、関係機関のよりいっそうの連携強化が期待される。

●児童福祉施設

児童福祉法に規定される施設。授産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターがある。

●児童福祉法

児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理について、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司などの専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

●住宅入居等支援事業

賃貸契約による住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する。

●手話通訳者

聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語により意思疎通を図ることに支障がある身体障害のある人とその他の者との間の意思疎通の確立に必要なとされる手話通訳を行う者

●障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的にかつ計画的に推進し、もって障害のある人

の福祉を促進することを目的とする法律

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障害のある人、障害のある子どもがその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害のある人及び障害のある子どもの福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律

●障害福祉サービス

障害者総合支援法で規定される福祉サービス。給付の種類は介護給付と訓練等給付の2区分に分かれ、サービスの系統は訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3区分に分かれている。

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として、平成25年6月に公布され、平成28年4月1日に施行された。国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」を禁止すること、差別を解消する取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障害を理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成することを主に定めている。

●自立支援医療

障害者総合支援法の施行に伴い、精神通院医療、更生医療、育成医療が一本化され、指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となる医療制度をいう。

●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などの理由により、自分ひとりでは契約行為や財産管理等を行うことが困難な人を法的に支援する制度

《た行》

●地域生活支援事業

障害者総合支援法で規定される事業（サービス）で、市町村が地域の実情に応じて実施する事業

●特定疾患医療

「特定疾患」とは、いわゆる「難病」のうち、原因不明で、治療方法が確立していないなど治療が極めて困難で、病状も慢性に経過し、後遺症を残して社会復帰が極度に困難若しくは不可能であり、医療費も高額で経済的な問題や介護等家庭的にも精神的にも負担の大きい疾病で、その上、症例が少ないことから全国的規模での研究が必要な疾患のこと。

「特定疾患医療」は、特定疾患の治療を受けている人で、保険医療機関で保険診察を受けた際の自己負担分の医療費等を都道府県が公費負担することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るものである。

●特別支援教育

心身障害教育の対象となる障害のある子どもだけでなく、近年課題とされているLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの症状のある児童・生徒も対象として、自立と社会参加に向けた一人ひとりの教育的ニーズを把握することで、その持てる能力と個性を伸ばし、成長・発達するための適切な教育・指導による支援のことをいう。

《な行》

●ノーマライゼーション

障害に対するあらゆる社会のバリア（障壁）を取り除くことで、誰もがひとつの社会の中で互いを尊重しながら、普通の生活を送ることができる社会を目指すという考え方

《は行》

●発達障害

「発達障害」とは、乳幼児から幼児期にかけて、発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障害で、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、その他これらに類する脳機能障害のこと。

「発達障害者支援法」は、発達障害を持つ人の援助等について定めた法律で、発達障害の定義と法的な位置付けの確立、乳幼児期から成人期までの地域における一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の連携の確保、子育てに対する国民の不安の軽減等を目的としている。

●バリアフリー

人々が生活を送る上で妨げとなる障害・障壁（バリア）が社会から取り除かれた状態。多くの場合は、道路、公共施設や不特定多数の人が利用する建物、公共交通機関などにある階段や段差などの物理的な障害物（ハードのバリア）を指すが、人間関係の形成における人々の意識（ソフトのバリア）も含まれる。

●ピア・カウンセリング

同じ立場・境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、互いに支持し合えるカウンセリングのこと。

《ま行》

●モニタリング

計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているか、支援者の活動と障害のある人の生活を見守ること。

《や行》

●ユニバーサル社会

年齢・性別・障害の有無等の違いに関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮し元気に活動できる社会をいう。

●ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもある。

●要約筆記者

第一言語を手話としない聴覚障害のある人（中途失聴者・難聴者など）を対象に、話されている内容を要約し、文字として伝える要約筆記作業に従事する者をいう。

《ら行》

●ライフステージ

人の一生の成長・成熟の度合いに応じた移り変わりのことで、「乳児期」、「幼児期」、「児童期」、「思春期」、「成人期」、「壮年期」、「老年期」などに分かれたそれぞれの段階を示す。

●リハビリテーション

高齢者や障害のある人などの身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的訓練にとどまらず、ライフステージの全ての段階において、自らの能力を最大限に生かしながら、社会の一員として生きていくことができる社会を目指す考え方をいう。

西脇市障害者基本計画
第5期西脇市障害福祉計画

発行日：平成 30 年3月
発 行：西脇市